

	労災の聴取時（何年も前）の原告の説明	給付金申請時（原告）	原告の主張（訴訟）	国の主張（訴訟）	判決（事実認定内容と理由）
期間A	「道路関係の仕事と期間も短かったので石綿のばく露歴はなかった」と労災の聴取書にある。 →原告は当時石綿に関する正確な知識が無く、労災の手続き上この点のばく露歴は特に必要無く、丁寧な聴取がなされなかった。	主張せず（1月と期間が短かったため）	牛舎解体作業による石綿ばく露作業ありと主張。	左記否定（主張内容） 労災聴取時に「道路関係の仕事と期間も短かったので石綿のばく露歴はなかった」と供述しているから石綿ばく露業務は無い。	特定石綿ばく露建設業務従事期間に該当する。 （理由） ・原告の主張等は「原告の稼働状況や、原告の供述内容から考えて明らかに不合理ではない」 （国の主張を排斥する理由） ・労災時の原告の供述は聴取時の認識に過ぎず、根拠が明らかではない。道路関係の仕事と期間の短さは石綿ばく露状況に影響を与えるものではない。 ・平成●年当時の労災聴取であり当時給付金制度が存在せず、別の労災支給条件を満たしていたから、牛舎工事について軽視された可能性も否定できない。
期間D	工場での業務（特定石綿ばく露建設業務ではない）をしつつ、現場で作業員の指揮をとったことを説明しているが、極めて簡素な内容。→労災の手続き上この点のばく露歴は特に必要無く、丁寧な聴取がなされなかった。	牛舎建設工事による石綿ばく露作業ありと申請。 期間Dで部分的に原告に雇用されていた元従業員Zの第三者証明を添付。 →給付金制度では認定してもらえず。	牛舎建設工事による石綿ばく露作業ありと主張。 立証：Zの尋問	左記否定（主張内容） Zの雇用期間は期間Dの4分の1を超えないから裏付けにならない。	冬季を除き特定石綿ばく露建設業務従事期間に該当する。 （理由） ・原告の労災時の供述とZの証言がおおむね整合する。原告の主張は明らかに不合理ではない。 ・（国の主張を排斥する理由）国が主張するようなZの雇用期間で割合的に特定石綿ばく露建設業務従事期間を認定することは相当ではない。別期間で処分行政庁が割合的な事実認定をしていないので国の主張は処分行政庁の判断とも矛盾。
期間E	労災では十分な供述調書が残されておらず、行政への許可申請のためにとび・土工の工事経歴書を提出し、その説明に終始している。建設作業ではない土木関係の工事が多数列挙されているが、実際は工事経歴書に記載のない牛舎工事が常時あったが、その点が明記されなかった。※「とび・土工」の工事のため、とびや土工作业が無い牛舎工事はそもそも記載されない。	同上 工事経歴書に記載のない牛舎工事があったと主張していた。	牛舎建設工事による石綿ばく露作業ありと主張。 立証：Zの尋問、一般論として工事経歴書に牛舎工事が記載されていない可能性がありうることの関与行政書士の証明書	左記否定（主張内容） ・工事経歴書に牛舎工事の記載がない。 ・Zの雇用期間は期間Dの4分の1を超えないから裏付けにならない。	冬季を除き特定石綿ばく露建設業務従事期間に該当する。 （理由） ・原告の労災時の供述とZの証言がおおむね整合し、原告の主張は明らかに不合理ではない。 （国の主張を排斥する理由） ・工事経歴書は全ての工事を記載したものではなく、記載されていない工事をしていなかったことを裏付けるものではない。 ・国が主張するようなZの雇用期間で割合的に特定石綿ばく露建設業務従事期間を認定することは相当ではない。別機関で処分行政庁が割合的な事実認定をしていないので処分行政庁の判断とも矛盾。